

平成 2 0 年 3 月

所沢市公共調達改革について

公共調達における入札や契約事務の執行については、住民等から疑念を招くことのないよう適切に行われなければなりません。しかしながら、昨今、地方自治体の公共調達に関し入札談合等の事件が多発しています。

このような状況を受け、埼玉県市長会において、県内全市が連携して公共調達改革に取り組み、効果的に進めるために県内全ての市が共通して推進する改革が取りまとめられ、昨年 1 0 月に公表されました。

この公表された公共調達改革を受け、本市においても、公共調達に係る入札・契約事務の執行については、公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ効率的な執行を図るため次のとおり入札制度を改革します。

入札制度改革の概要

1 一般競争入札の拡大

設計金額 1 千万円以上の工事は、原則一般競争入札とします。

平成 1 9 年度から段階的に対象工事の拡大を図り、平成 2 1 年度から 1 千万円以上の工事は原則一般競争入札とします。

2 電子入札の拡大（平成 1 8 年度に導入）

電子入札対象工事の拡大を図り、平成 2 1 年度に全面導入とします。

3 総合評価方式の導入

平成 2 0 年度に試行実施します。

4 ペナルティの強化

指名停止要綱を改正し、入札談合に係る違法・不正行為を行った場合の指名停止期間は最低 1 2 月とします。

5 入札監視機関の設置

公共調達の透明性を確保し、不正行為を排除するための第三者で構成する入札監視機関の設置については、平成 2 1 年度の設置に向け調査、検討を行います。

所沢市入札制度改革推進工程表

取組項目	具体的な取組内容	実施時期			
		H18	H19	H20	H21
一般競争入札の拡大	(設計金額1千万円以上の工事は、原則一般競争入札とする。) 平成19年度から段階的に実施する。				
	一般競争入札の拡大 (設計金額1千万円以上の発注工事の50%~70%)				
	一般競争入札の拡大 (設計金額1千万円以上の発注工事は原則全面導入)				
	(一般競争入札拡大に伴う課題の解決) 電子入札による入札参加資格の事後審査方式を導入する。				
電子入札の拡大	電子入札の段階的拡大				
	電子入札の段階的拡大(発注工事の50%程度)				
	電子入札の段階的拡大(発注工事の80%程度)				
	電子入札の全面導入				
総合評価方式の導入	実施体制の整備及び試行工事实施				
ペナルティの強化	(入札談合等による指名停止期間を最低12月とする。) 指名停止措置要綱を改正する。				